

会 議 録

1 会議の名称

令和5年度第5回妙高市地域公共交通協議会

2 開催日時

令和6年1月30日（火）9時～10時

3 開催場所

妙高市役所4階 402階会議室

4 出席者（敬称略、順不同）

委員：城戸陽二、佐野可寸志、藤山育郎、桐木 勉、宮下富男、樗沢秀久、
得間謙一、丸山敏行、山口正次郎（代理）、市川秀直、佐藤利夫、
木南加奈子（代理）、笹川雅彦（代理）、池田 弘、斎藤 芽（代理）
事務局：岡田課長、作林係長、梅澤主査

5 議題

（1）協議事項

議案第1号 妙高市地域公共交通計画の一部改訂について

議案第2号 スクールバス（頸南バス運行分）への一般利用者の混乗
廃止について

議案第3号 自家用有償旅客運送の登録変更について（市営バス赤倉
線の田口ニュータウンへの路線拡充）

（2）連絡事項

①妙高市地域公共交通計画の計画期間終了に伴う次期計画の策定について

②乗合タクシー岡沢ルートの路線廃止予定について

6 内容

○開会

（事務局） 本日の委員の出席状況ですが、合計20名のうち、出席が15名、
欠席が5名で、協議会規約第8条第2項に規定する過半数の出席の
ため、会議が成立していることをご報告申し上げます。

はじめに本協議会の会長であります、城戸市長がご挨拶を申し上げます。

○会長あいさつ

(会長) 本日は、ご多用の中にもかかわらず、令和5年度第5回妙高市地域公共交通協議会にご出席いただき、心より感謝申し上げます。

さて、皆様ご存じのとおり、新年早々、北陸を中心とする大きな地震がありました。当市では幸いなことに大きな被害はなく、公共交通機関についても大きな支障なく1年がスタートできている状況です。

交通事業者におかれましては、運転手不足が深刻になっておりますが、本日はそれにちなんだ議題についてもご審議いただく予定となっております。皆様からは忌憚のない意見を賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、妙高市地域公共交通計画につきましては令和7年度をスタートとする計画を策定予定です。来年度は皆様からこの計画の策定についてご審議いただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○資料確認

(事務局) 次に、協議に入ります前に、本日の資料の確認をお願いします。議案書の8ページの一部に誤りがありましたのでご報告いたします。8ページの「3. 運行主体」の欄で、頸南バス株式会社の山田様の役職名を「代表取締役社長」とすべきところを「代表取締役」と表記してしまいました。大変申し訳ありませんでした。謹んでお詫び申し上げます。恐れ入りますが、机上に置かせていただきましたが、差替え用資料とページの差替えをお願いいたします。

○委員紹介 前回会議から変更となった委員を事務局から紹介

○議 題

(事務局) これより、議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、本協議会規約第8条第1項の規定に基づき、城戸会長からお願いいたします。

(議 長) それでは、議事の進行にあたり議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行のため、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

議案第1号「妙高市地域公共交通計画の一部改訂について」、事務局は説明をお願いします。

(事務局) (議案第1号を説明)

<説明概要>

- ・R3年4月に国補助金要綱が改訂され、「地域公共交通計画において、補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等

を記載すること」とされたため、国の補助を受けている系統路線（4路線）について継続して国補助を受けるために、本市計画に記載を追加するもの。

- ・改訂内容は、議案書の2ページから5ページの資料をそのまま追加するなど

（議長） それでは、ただいまの説明についてご意見ご質問がありましたら、お願いします。

（委員） 資料の2ページや3ページの概要欄で「委託を委託」などと記載されているが、どういうことか。

（事務局） 誤記ですので「委託を委託」は「運行を委託」などに修正させていただきたいと思います。

（議長） 他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

特にないようでございますので、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか？

（異議なしの声）

（議長） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたします。

（議長） 次に、議案第2号「スクールバス（頸南バス運行分）への一般利用者の混乗廃止について」、事務局は説明をお願いします。

（事務局） （議案第2号を説明）

<説明概要>

- ・令和6年3月31日をもって一般利用者の混乗を廃止したいことから審議してもらうもの。
- ・議案にあるスクールバスは、頸南バス株式会社と妙高市教育委員会との間で貸切運送契約を締結し、中学生以外の一般利用者也混乗できるように、頸南バスにて乗合許可を得て定時運行している。
- ・運行業務を受託している頸南バス株式会社から、運転手不足を理由に一般利用者の混乗を廃止したいとの申出があったもの。
- ・利用者への周知は、市広報誌や停留所看板への表示貼付などで周知していく予定。
- ・本議案の合議後に、運行主体である頸南バス株式会社に対し、「協議が調ったことを証する書類」を交付する。

（議長） それでは、ただいまの説明について、ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

（委員） 混乗していることが、どのような人的負担につながっているのか。

（事務局） 運行事業者において乗合許可を得て運行しているため、必ず定時に運行しなくてはならず、学校の行事等で登下校時間が変更となった場合は、2度運行することになり運転手の負担となっているものです。

- (委 員) 頸南バスです。補足させていただくと、運転手不足と運転手の高齢化に伴い、連続で運転する負担が大きくなっています。また、この2年間は一般のかたの利用がほとんどない状況のため、混乗を廃止させてもらいたいと考えています。
- (委 員) スクールバス長沢線は運行自体がなくなるようですが、市営バス原通線は川上へ行かないため、川上方面へ向かうバスは無くなるということでしょうか。
- (事務局) 市営バス原通線は川上方面へ行きませんが、中学生については長沢スクールバス以外のスクールバスが運行されており、現在よりも少し運行時間が早くなりますが、今回のスクールバス長沢線廃止に伴い通学できなくなるということはないという認識です。
- (委 員) スクールバスについては承知しましたが、一般のかたが乗車する機会がなくなるということでしょうか。
- (事務局) そのとおりです。
- (議 長) 他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。
特にないようでございますので、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか？
(異議なしの声)
- (議 長) 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたします。
- (議 長) 続きまして、議案第3号「自家用有償旅客運送の登録変更について(市営バス赤倉線の田口ニュータウンへの路線拡充)」について、事務局は説明をお願いします。
- (事務局) (議案第3号を説明)
<説明概要>
- ・市営バス赤倉線について、地域内唯一のスーパーマーケットの利用者や田口ニュータウン住民の利便性向上のため、田口ニュータウンに停留所を新設するため、路線を一部延長したいもの。
 - ・変更日は、R6年4月1日を予定。詳細な運行経路は雪の状況を確認して、今後決定していく。
- (議 長) それでは、ただいまの説明についてご意見ご質問がありましたら、お願いします。
- (委 員) 豊橋十字路からの運行経路はどのように考えているか。
- (事務局) 豊橋十字路から田口新田停留所へ向かい、停留所手前でニュータウンへ入っていき、団地内で回って戻ってくる経路を考えています。また、雪の状況を確認し、運行事業者とも相談しながら、最終的な運行経路を決定したいと考えています。
- (議 長) 他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。

特にないようでございますので、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか？

(異議なしの声)

(議長) 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたします。

それでは、予定されていた議題は全て終了しました。以上で議長を解任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○その他連絡事項

(事務局) 皆様のご協力により協議が全て終了しました。ありがとうございました。続きまして、「次第の5. その他連絡事項」に移らせていただきます。「①妙高市地域公共交通計画の計画期間終了に伴う次期計画の策定について」、「②乗合タクシー岡沢ルートの路線廃止予定について」の2つを事務局から一括して説明させていただきます。

(事務局) (連絡事項①、②を説明)

(事務局) ただいまの事務局からの説明について、ご意見やご質問があれば願いたします。

(委員) 議題とは関係のない話ですが、先般、市営バス杉野沢線で停留所支柱に除雪などによる破損と思われるが時刻表がついておらず、高齢のバス利用者が運行時刻を確認できないためバス停で困っている状況に出くわした。運行委託先業者に定期的に点検するよう指導したほうが良いと思う。

(事務局) 至急、当該停留所について現状を確認し対応します。また、運行委託先業者に対しては、破損等があれば随時、報告するように求めています。再度徹底したい。

(※会議後に至急確認した結果、すでに原状復帰されていきました。)

(事務局) 他にご意見ございませんでしょうか。ないようですので「その他連絡事項」を終了させていただきます。

○閉 会

(事務局) 以上をもちまして、第5回妙高市地域公共交通協議会を閉会とさせていただきます。本日は、お忙しい中ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。